

保護者 各位

保育所等における教育・保育給付認定要件の現況調査について

平素より、本区の保育行政にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

現在お通いの保育所等の継続在園にかかる認定要件の確認のため、下記の書類のご提出をお願いいたします。

保育所等への継続在園に必要な手続きとなりますので、必ず提出期限までにご提出ください。

提 出 書 類

①「令和 7 年度 保育所等継続利用申込書 兼 給付認定届出書」(同封のもの)

→ 必要事項をご記載の上、①の書類下部にある、
「☐ 保育サービス係に届け出ている内容から変更ありません。」または、
「☐ 保育サービス係に届け出ている内容から変更があります。」
のいずれかにチェックの上ご提出ください。

②「認定変更申請書 兼 届出事項変更届(現況調査用)」(同封のもの)

→必要事項をご記載の上、ご提出ください。

③「保育を必要とする証明」

(詳細は在園ハンドブックP2～8をご覧ください)

→届け出ている内容から変更のあった保護者の「保育を必要とする証明」を
ご提出ください。《例》就労証明書、診断書等

《 注 意 》

直近で保育サービス係に届け出ている内容に変更がない場合は、②・③の書類を省略することができます。

提 出 期 限

令和 6 年 7 月 3 1 日 (水) 郵送等必着

- ・ 直接提出する場合は、江東区役所 3 階 1 2 番窓口にご提出ください。
(豊洲のシビックセンターでは書類の受付はできませんのでご注意ください)
- ・ 郵送の場合は、同封の返信用封筒に提出書類一式を封入の上、お近くのポストに投函してご返送ください。(※切手が必要です)

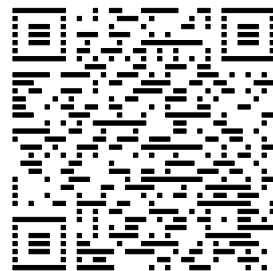
必ず裏面もご確認ください

注 意 事 項

- 現在の在園要件の確認のため、令和7年度の継続通園をする・しないに関わらず、こちらの案内が届いた方は必ずお手続きが必要です。
- 提出期限までにお手続きがない場合は、退園となりますのでご注意ください。
- 提出書類に問題がなく、継続利用が可能な場合は、区から個別のご連絡はいたしませんのでご了承ください。
- 保育所等に在園しているお子様が2人以上いる場合、提出書類は1部で構いません。
- 保護者の「保育を必要とする証明」を提出する場合、就労証明書等の様式については区ホームページからダウンロードが可能です。
- 令和6年4月以降に入所したお子様や5歳児クラスのお子様など、一部のご家庭は本お手続きの対象外となっています。
- すでに退園手続きがお済みの方については、行き違いですのでご容赦ください。

そ の 他

- 本お手続きはマイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請が可能です。
詳細は区ホームページをご覧ください。
- 在園中の各お手続き（保護者の状況の変更や保育料の減額免除等）の詳細は区ホームページ（保育園等の在園手続きについて）に掲載中の「在園ハンドブック」をご参照ください。



▲在園ハンドブック
の閲覧はこちら

《問い合わせ先》

江東区こども未来部保育支援課保育サービス係

TEL：03-3647-4934

受付：平日8時30分～17時まで

（水曜日のみ8時30分～19時まで）

（江東区役所3階12番窓口）